

## 低公害車普及促進対策費補助金(DPF・酸化触媒導入)について

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域内を走行する大型ディーゼル車(バス、トラック等)<sup>(1)</sup>にDPF、酸化触媒<sup>(2)</sup>を一定基数導入<sup>(3)</sup>する者<sup>(4)</sup>に対し、地方公共団体等<sup>(5)</sup>と協調して、当該装置装着費の一部を補助<sup>(6)</sup>する。

### 1. 補助対象車種

#### バス

(乗車定員 30人以上)初度登録日が平成2年10月1日から平成15年3月31日までの間である自動車

(乗車定員11~29人)初度登録日が平成4年10月1日から平成15年3月31日までの間である自動車

#### トラック

(車両総重量8トン以上)初度登録日が平成5年10月1日から平成15年3月31日までの間である自動車

#### 特種車

(乗車定員11人以上又は車両総重量8トン以上)

初度登録日が平成4年10月1日から平成15年3月31日までの間である自動車

### 2. 補助対象DPF、酸化触媒

「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」において優良であると評価されたもの又は地方公共団体が認定したもの

### 3. 一定基数の導入

単年度DPF換算導入基数6基以上又は単年度DPF換算導入率10%以上  
(酸化触媒については、3基をもってDPF1基と換算する。)

### 4. 補助対象事業者

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域内を走行する大型ディーゼル車を保有する者  
(自動車検査証に記載されている所有者又は使用者)

### 5. 地方公共団体等

都道府県、市町村(東京都特別区を含む)、バス協会、トラック協会等

### 6. 装置装着費の一部補助

DPF等購入費(装着費を含む)の1/4